

各取扱金融機関の長 様

山口県産業労働部長

米国の関税措置に伴う山口県中小企業制度融資の取扱いについて

本県の産業労働行政の推進につきましては、平素から特別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 4 月 4 日付け令 7 経営金融第 59 号で通知した、県中小企業制度融資のうち、経営安定資金に係る取扱いについては、下記のとおりとしましたので、制度の周知をお図りいただくとともに、融資に当たっては、格別のご配慮をお願いします。

記

○ 経営安定資金（山口県中小企業制度融資）

(1) 融資対象

自らが輸出を行う、もしくは輸出関連企業と直接又は間接的な取引を行っている中小企業者で、米国の関税措置により最近 1 か月間の売上高が前年同月比から減少し、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高が前年同期比 5 % 以上減少することが見込まれるもの

※ 山口県中小企業融資制度要綱の別表 1 の経営安定資金の融資対象 2 の「災害等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じているもの」に該当

(2) 取扱い条件

輸出関連企業との取引を行う中小企業者の場合は、当該企業との取引割合が全体の20 % 以上であること

(3) 取扱期間

本日から当分の間

（ 経営金融課 金融支援班 担当 山本
TEL 083(933)3188 FAX 083(933)3209 ）